

## 金ケ崎町規則第31号

### 金ケ崎町乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の認可及び同条第7項の承認について、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (事前協議)

第2条 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を得ようとする者は、あらかじめ町長に協議するものとする。

2 町長は、前項の規定により協議を受けたときは、技術的助言及び指導を行うものとする。

#### (認可の申請)

第3条 法第34条の15第2項に規定する認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に省令第36条の36第1項及び第2項に定める書類並びに町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請するものとする。

#### (意見の聴取)

第4条 町長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、法第34条の15第4項の規定により、あらかじめ、金ケ崎町子ども・子育て会議条例（平成25年金ケ崎町条例第26号）に規定する会議の意見を聴かなければならない。

#### (認可等の通知)

第5条 町長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認可するときは、乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）により、認可しないときは、乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(認可内容の変更の届出)

第6条 省令第36条の36第3項又は第4項の規定による届出は、乳児等通園支援事業者認可変更届出書(様式第4号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

(廃止又は休止の承認)

第7条 法第34条の15第7項に規定する承認を受けようとする者は、乳児等通園支援事業廃止(休止)申請書(様式第5号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは、乳児等通園支援事業廃止(休止)承認通知書(様式第6号)により、承認しないときは、乳児等通園支援事業廃止(休止)不承認通知書(様式第7号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

金ヶ崎町長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

児童福祉法第34条の15の規定による認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -			
	電話：			
	メール：			
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名	
	氏名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年 月 日	年 月 日			

2 添付書類



様

金ヶ崎町長

印

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業について、下記の理由により認可しないこととしましたので通知します。

記

1 認可しない理由

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第4号（第6条関係）

乳児等通園支援事業者認可変更届出書

年 月 日

金ヶ崎町長 様

所在地  
届出者 名称  
代表者氏名

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項の変更について、関係書類を添えて届出します。

1 児童福祉法施行規則第36条の36第3項に係る変更事項

変更事項	変更前	変更後
(1) 事業所の名称		
(2) 事業所の種類		
(3) 事業所の位置（所在地）		
(4) （法人又は団体の場合） 定款、寄附行為その他の規約		

2 児童福祉法施行規則第36条の36第4項に係る変更事項

変更事項	変更前	変更後
(1) 建物その他設備の規模及び 構造並びにその図面		
(2) 事業の運営についての重要 事項に関する規程		
(3) 経営の責任者若しくは福祉 の実務に当たる幹部職員		

3 変更年月日、理由

変更年月日	年 月 日
変更の理由	

4 添付書類

様式第5号（第7条関係）

乳児等通園支援事業認可廃止（休止）申請書

年 月 日

金ヶ崎町長 様

所在地  
申請及び届出者 名称  
代表者氏名

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止（休止）をしたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
廃止（休止）の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止（休止）する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

金ヶ崎町長

印

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、下記のとおり承認しますので通知します。

記

- 1 事業の種類 一般型乳児等通園支援事業  
余裕活用型乳児等通園支援事業
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 廃止（休止）予定日（期間）
- 5 承認の条件

様

金ヶ崎町長

印

乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、下記の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

1 承認しない理由

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。